

統一地方選挙

栃木県議会議員選挙

投票日 4月7日(日)

上三川町長選挙

投票日 4月21日(日)

4月は、統一地方選挙が行われます。統一地方選挙とは、平成31年3月1日から5月31日までの間に、任期満了が予定されている地方公共団体の議会の議員又は長の選挙等について、住民の地方選挙に対する関心を高めるほか、選挙の円滑な執行と経費の削減を目的に、選挙の期日を統一して行うものです。上三川町では、栃木県議会議員選挙の投票が4月7日に、上三川町長選挙の投票が4月21日に行われます。

私たちの生活に直接関わる身近な選挙です。投票日には、棄権せず、あなたの貴重な一票を投票しましょう。

●投票できる方

① 栃木県議会議員選挙

平成13年4月8日以前に生まれた日本国民で、平成30年12月28日以前から引き続き上三川町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方

② 上三川町長選挙

平成13年4月22日以前に生まれた日本国民で、平成31年1月15日以前から引き続き上三川町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方

ただし、4月21日の投票開始(午前7時)までに他の市区町村に住所を移した方は選挙権がなくなりますので投票できません。

●町内で住所の変わった方

栃木県議会議員選挙については3月13日まで、上三川町長選挙については4月1日までに町内で住所異動(転居)の届出をした方は、新しい住所の投票所で投票できます。それ以降に住所を異動した方は、前住所の投票所で投票してください。

●県内の他市町から転入してきた方

栃木県議会議員選挙において、平成30年12月29日以降に転入の届出をした方は、上三川町では投票できませんが、一般的には前住所地の市町でその市町に係る選挙区の投票をすることができます。

ただし、これに該当する方は、いずれかの市町の長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書(無料)」をあらかじめ住民担当窓口で受け取り、前住所地の投票所の受付で提示するか、「引き続き県内に住所を有することの確認(無料)」を受けなければ、投票できません。

また、期日前投票や不在者投票を行う場合にも、この手続きが必要になります。

●入場券を忘れずに

入場券は、世帯ごとに圧着式のはがきで郵送します。1枚のはがきに4人分までの入場券が記載されていますので、投票の際には各自の入場券を切り離し、本人の入場券を持参してください。

もし、入場券を紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

●点字投票・代理投票

目の不自由な方は点字で投票することができます。また、身体が不自由などで文字を書くことができない方は、投票所の係員が代理で投票用紙に記載して投票することができます。いずれも投票所の係員に申し出てください。

●期日前投票・不在者投票(宣誓書)兼請求書の記載が必要です。

投票日当日に仕事、旅行、冠婚葬祭等の用事があるなど、一定の事由に該当して投票に行けない方は期日前投票をすることができます。

▼期間＝

◎栃木県議会議員選挙

3月30日(土)～4月6日(土)

午前8時30分～午後8時

◎上三川町長選挙

4月17日(水)～4月20日(土)

午前8時30分～午後8時

▼場所＝役場正面玄関ホール

なお、長期出張等のため上三川町で期日前投票ができない方は、不在者投票をすることができますので、町選挙管理委員会(以下「町委員会」といふ。)に早めにお問い合わせください(期間、期日前投票の場合と同様です)。

●郵便等による不在者投票(代理記載制度もあります)。

郵便等による不在者投票ができる方は、次のとおりです。

- ①身体障がい者手帳の交付を受けている方
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ③介護保険法に規定する要介護者で介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方

なお、①～③に該当していても、障がいの箇所や等級等により郵便等による不在者投票が認められない場合がありますので、詳しくは町委員会までお問い合わせください。

また、郵便等による投票をする場合には「郵便等投票証明書」が必要です。証明書の交付を希望する場合は交付済みの証明書の有効期限が過ぎている等の場合は、早めに町委員会に申請等の手続きをしてください。郵便等による不在者投票の請求の期限は、栃木県議会議員選挙については4月3日(水)の午後5時まで、上三川町長選挙については4月17日(水)の午後5時までとなります。

●入院(所)中の方は

栃木県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院(所)中の方は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、入院(所)先の施設、又は町委員会にお問い合わせください。

●町長選立候補予定者説明会

町委員会では、上三川町長選挙に立候補を予定している方への説明会を開催します。立候補予定の方(代理でも可)は、ご出席ください。

▼日時＝3月15日(金)午後2時から

▼場所＝役場3階中会議室

▼問い合わせ先＝

上三川町選挙管理委員会

(総務課自治行政係内)

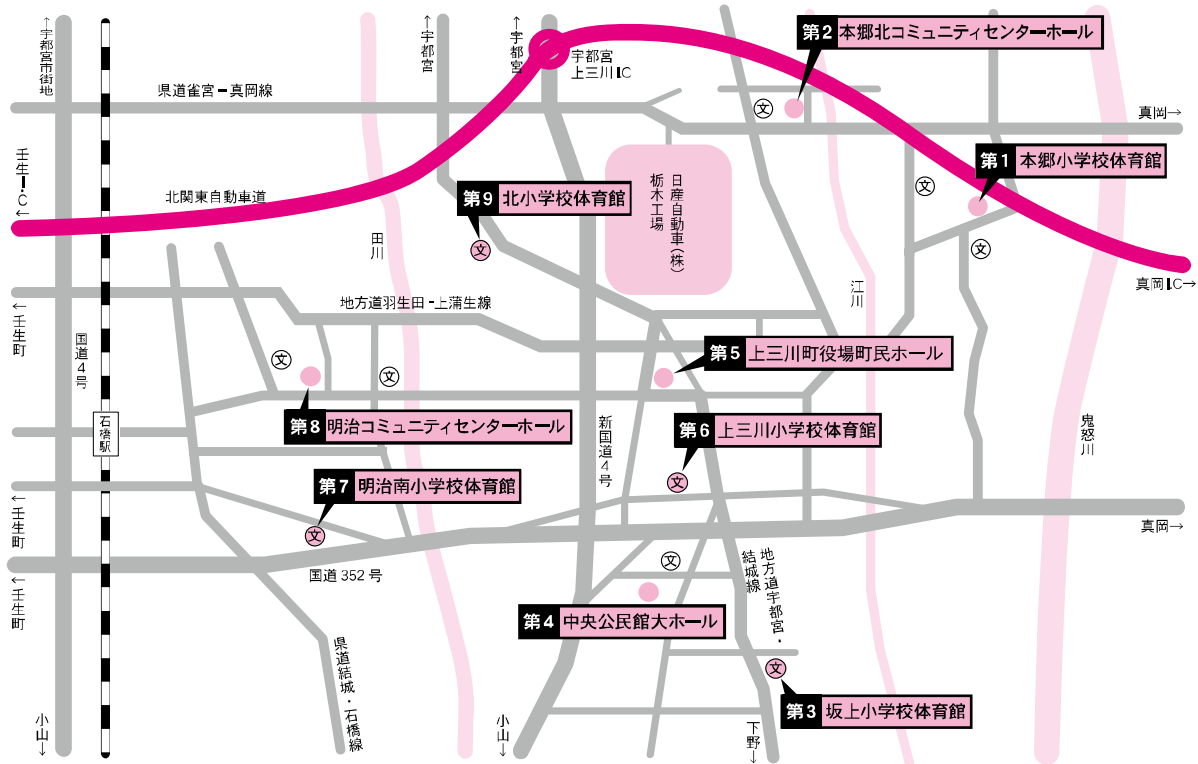
☎9116



投票区及び投票区域一覧表

(平成31年3月1日現在)

投票区	投票所名	区 域
第1投票区	本郷小学校体育館 (上三川町大字東蓼沼251番地)	上郷1区・上郷2区・上郷3区・上郷4区・上郷5区・ 西蓼沼・東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原・東汗 東・東汗西・上文挾
第2投票区	本郷北コミュニティセンターホール (上三川町大字西汗1528番地1)	西木代・西汗上東・西汗上西・西汗下・磯岡・美里・ 露無・本郷台第1・本郷台第2・本郷台第3・ひがしは ら
第3投票区	坂上小学校体育館 (上三川町大字坂上628番地)	三ツ家・常光坊・五分一・三村・坂上本田・坂上河 原・三本木・雇用促進住宅南
第4投票区	中央公民館大ホール (上三川町大字上三川3970番地)	下町1区・下町2区・下町3区・下町4区・下町5区・ 下蒲生
第5投票区	上三川町役場町民ホール (上三川町しらすぎ一丁目1番地)	上町・峰町・上蒲生南・しらすぎ・マロニエプラザ・ 並木・殿山寮・上三川寮・白鷺寮
第6投票区	上三川小学校体育館 (上三川町大字上三川4594番地)	中町・大町・東館北部・東館南部・泉町・井戸川・愛 宕町・桃畑・睦淵・雇用促進住宅・友愛苑
第7投票区	明治南小学校体育館 (上三川町大字多功1412番地)	天神町・西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下 梁・川中子1区(地番1~199)・間の田・西浦・富士見 台・県営かみのかわ住宅
第8投票区	明治コミュニティセンターホール (上三川町大字大山558番地1)	大山第1・大山第2・大山第3・大山第4・上梁・川中 子1区(地番200~)・川中子2区・下神主・上神主・鞘 堂・薄市・トータスホーム・ゆうきが丘第1・ゆうき が丘第2・ゆうきが丘第3・ゆうきが丘第4・ゆうきが 丘第5
第9投票区	北小学校体育館 (上三川町大字上蒲生1725番地)	願成寺・上蒲生北・日産第3・上蒲生東・川中子3 区・石田下坪・西田南・西田北・島崎・石田上坪・ 十三塚



投票所のご案内